

# 請 願 審 査 資 料

5年請願第4号

全ての子どもが健やかに育つために  
公的保育の抜本的改善を求めることについて

令和5年11月15日  
こども未来局

## 1 請願事項

(1) 5年請願第4号 全ての子どもが健やかに育つために公的保育の  
抜本的改善を求めることについて

(請願者：福岡市保育団体連絡会  外 12,290 人)

- ① 全ての子どもが健やかに育つために、全ての保育施設で格差のない保育環境をつくること。
- ② 子どもたちの命を守るために、保育所の職員配置基準を抜本的に改善すること。
- ③ 子ども一人当たりの施設面積基準と園庭面積基準をはじめ、施設基準を抜本的に改善すること。
- ④ 保育所職員の賃金と処遇が、他の産業従事者と格差解消するように、市独自に予算措置をすること。
- ⑤ 全ての子どもの保育料を無償にするとともに、給食など保育に必要な費用も無償化すること。

## 2 現状及び請願に対する福岡市の考え方について

### (1) 請願事項①「全ての子どもが健やかに育つために、全ての保育施設で格差のない保育環境をつくること」について

#### ① 現状

認可の保育所等として、認可保育所のほか、小規模保育事業などの地域型保育事業があり、認可保育所・地域型保育事業職員配置や設備等の基準については、市町村が厚生労働省令に基づき条例で定めることとされており、福岡市では、当該条例制定以前に保育所等で福岡市独自に上乘せしていた項目等を除き、厚生労働省令どおりとして条例を定めている。

また、国が進めている企業主導型保育施設の職員配置や設備等の基準については、内閣府が定める実施要綱等に基づき実施されており、企業主導型保育施設以外の認可外保育施設については、厚生労働省により認可外保育施設指導監督基準が定められている。

#### ② 請願に対する福岡市の考え方

小規模保育事業などの地域型保育事業の職員配置や設備等の基準については、厚生労働省令が、国の子ども・子育て審議会における議論を経て、認可保育所の基準を踏まえつつ、各事業の特性も考慮しながら、質の確保を図るものとして定められているものであり、企業主導型保育施設の職員配置や設備等の基準については、内閣府が定める実施要綱等に基づき実施されており、認可保育所と同等の基準で運営されているものと考えている。

また、企業主導型保育施設以外の認可外保育施設については、国から示されている「認可外保育施設指導監督基準」に基づき、基準が満たされているかの立入調査を行い、適切に運営されているかを確認している。

※参考資料1 「各保育施設の設備等の基準」

### (2) 請願事項②「子どもたちの命を守るために、保育所の職員配置基準を抜本的に改善すること」について

#### ① 現状

保育所等の職員の配置基準については、都道府県等や市町村が厚生労働省令に基づき、条例で定めることとされており、福岡市では、原則的に厚生労働省令どおりとして条例を定めている。

また、国の公定価格において、3歳児の配置基準を児童15人に対して保育士1人にした場合の加算や、一定の経験年数を積んだ複数保育士のチームによる保育体制を構築するために保育士を加配するための加算制度が設けられていることに加え、福岡市独自の措置として、年度当初の一定期間、1歳児及び3歳児に保育士を加配するための経費を助成している。

#### ② 請願に対する福岡市の考え方

保育所等の職員の配置基準については、福岡市独自の措置を行っているところであるが、本来、国の責任において検討され、制度設定されるものであると考えているため、今後とも必要な保育現場の改善について国に要望していく。

※参考資料2 「保育士加配に係る助成制度」

### (3) 請願事項③「子ども一人当たりの施設面積基準と園庭面積基準をはじめ、施設基準を抜本的に改善すること」について

#### ① 現 状

保育所等の保育室等の面積などの設備基準については、都道府県等や市町村が厚生労働省令に基づき、条例で定めることとされている。福岡市では、厚生労働省令に基づくとともに、乳児室の面積については厚生労働省令で児童1人当たり1.65平方メートルとされているところを福岡市独自に3.3平方メートルに上乗せして、条例を定めている。

#### ② 請願に対する福岡市の考え方

保育所等の設備基準については、福岡市独自で保育室の面積基準の上乗せを行っているところであるが、現行定員を維持する観点から現時点での変更等は困難であると考えている。

※参考「国と福岡市の児童一人当たりの面積基準」

区分	国基準	福岡市基準
乳児又は満2歳未満の幼児	乳児室：1.65㎡ ほふく室：3.3㎡	ほふくするしないに関わらず一律3.3㎡
満2歳未満以上の幼児	保育室または遊戯室：1.98㎡	

### (4) 請願事項④「保育所職員の賃金と処遇が、他の産業従事者と格差解消するように、市独自に予算措置をすること」について

#### ① 現 状

保育士の賃金については、国の公定価格等において、給与の改善が措置されており、平成25年度から令和4年度までの10年間で、約18%、月額約5万7千円の処遇改善に加え、技能・経験に応じた月額最大4万円の追加的な処遇改善が行われている。

また、令和5年度の予算で、福岡市保育協会補助金において、勤続手当など、職員の処遇改善に要する費用として約3億2千万円を上乗せするとともに、賃貸住宅に住む正規保育士に対する家賃の一部や奨学金返済について約4億4千万円を助成している。

その他、保育士の処遇に関しては、公定価格において、職員の加配に係る加算項目が設けられているほか、福岡市保育協会補助金において保育士の加配費用を市単費で助成するとともに、保育支援者の配置費用の助成や保育業務のICT化の推進などにより、保育士の事務負担軽減を図っている。

#### ② 請願に対する福岡市の考え方

保育士の賃金などその処遇については、福岡市保育協会補助金における職員の処遇改善に係る助成や、家賃助成、奨学金返済支援を行うとともに、保育士の更なる賃金改善などを含む公定価格の充実について、引き続き、国に要望していく。

また、保育現場の意見も聞きながら、保育士の事務負担軽減に努めていく。

※参考資料3 「保育士等の処遇改善に関する制度」

(5) 請願事項⑤「全ての子どもの保育料を無償にするとともに、給食など保育に必要な費用も無償化すること」について

① 現 状

保育所等の保育料については、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、令和元年10月から無償化されている。

なお、0～2歳児の無償化対象外世帯の保育料については、保護者の市町村民税額に応じた徴収基準額が国により定められており、低所得世帯やひとり親世帯等の要保護世帯に対する減免措置も設けられている。

これに加え、福岡市では市独自の取組みとして、国の徴収基準額から20%相当額を減額した保育料体系としていることに加え、多子世帯への負担軽減策として、令和5年4月から、第2子以降の保育料を所得制限などの要件を設けず無償化している。

また、副食費についても、国により低所得世帯等(年収360万円未満相当)の子どもを対象とした免除制度が設けられているほか、市独自の取組みとして、3歳から5歳までの第3子の副食費を免除する第3子優遇事業を行っている。

② 請願に対する福岡市の考え方

無償化の対象年齢や対象費用など、保育の根幹となる部分は、国の責任において検討、制度設計されるものと考えており、引き続き、国に要望していく。

福岡市としても、引き続き保護者の負担軽減に努めていく。

